

# 結城市こども計画

第3期結城市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月 結城市

## 計画策定の趣旨



本市では、令和2年3月に「第2期結城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園・保育所（園）における教育・保育、子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、こどもたちの幼児期の健やかな育成を図るとともに、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進してきました。

一方、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、新たにこども家庭庁が設置されました。また、令和5年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねる「こども大綱」が策定され、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。こども大綱においては、こども・若者・子育て支援に関する取り組み・政策を社会の真ん中に据え、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことで「こどもまんなか社会」＝「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指しています。

こうした状況を踏まえ、令和6年度までを計画期間とする「第2期結城市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、子どもの貧困対策、若者世代への支援策等を整理・追加し、新たに「結城市こども計画（第3期結城市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。本計画の推進により、こども・若者及び子育て家庭を支援する体制を整えるとともに、こども施策の総合的な展開を図り、すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちの実現を目指していきます。

## 計画の位置づけ



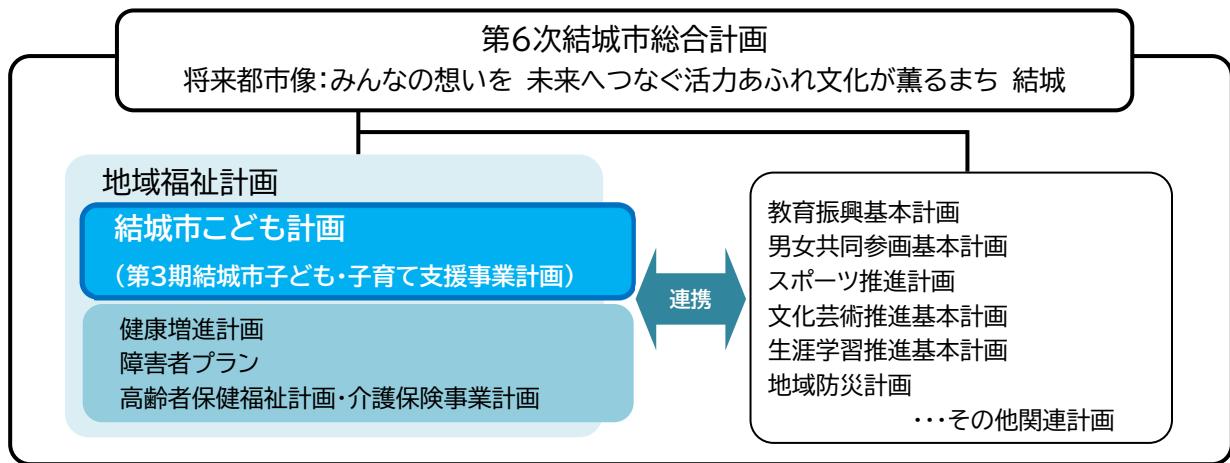
### ■ 関連する法令と包含する計画

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」等の関連する計画を包含し、一体のものとして策定しています。

### ■ 市の上位・関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第6次結城市総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」、「障害者プラン」、「健康増進計画」、「男女共同参画基本計画」等の関連する計画との整合性を図るとともに、「新・放課後子ども総合プラン」の内容も含めて策定しています。

## <上位・関連計画との関係>



## 計画の期間



本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

### <計画の期間>

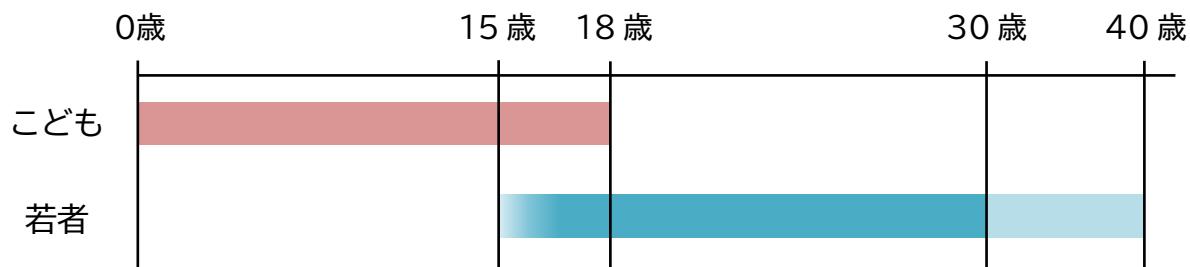
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期結城市子ども・子育て支援事業計画					結城市こども計画 (第3期結城市子ども・子育て支援事業計画)				
見直し				見直し					

## 計画の対象



本計画の対象は、こども・若者や妊娠期の方、子育て家庭とします。こどもは概ね 18 歳未満、若者は義務教育終了後から 30 歳未満としますが、就労支援等の一部の施策については 40 歳未満を対象とします。

### <こども・若者の年齢>



## 基本理念



こどもたちは未来を担うかけがえのない存在であり、まちに活力と希望を与える宝です。結城市で暮らすこどもたちが、健やかに成長していくためには、保護者が安心してこどもを産み育てられ、親子がともに子育てを通じて、喜びを感じられる環境づくりが大切です。そして、未来を担うこどもや若者が、豊かな人間性と社会性を身につけ、自らの力で未来を切り開いていくことができるよう、地域全体でこども・若者・子育て家庭を支える“こどもがまんなかのまちづくり”を推進していく必要があります。

本計画では、こどもたちが将来に夢と希望を持てるまちを、地域の力を合わせてつくっていくことを目指し、基本理念を次のように定めます。

### こども・若者の未来を育む こどもまんなかまちづくり



## 基本目標・基本施策



基本理念の実現に向け、施策の方向性を示すものとして、次の5つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 こどもの権利を守り生きる力を育むまちづくり

すべてのこどもが権利の主体として尊重され、自分らしい人生を自ら選択できるよう、地域全体でこどもの権利を守り、豊かな人間性と社会性を育む環境づくりに努めます。また、結市の特色を活かした様々な遊びや体験活動の機会を通して、こどもの生きる力を育むまちづくりを推進します。

- 基本施策1 こどもの権利を大切にする取り組みの推進
- 基本施策2 児童虐待防止対策の推進
- 基本施策3 生きる力を育てる遊びや体験活動の充実

## 基本目標2 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり

子育てに意欲的な世代を育むため、出産前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援や身近な相談体制、情報提供の充実を図ります。また、保護者が負担や孤立感を感じることなく、地域で安心してこどもを育てられるよう、子育て家庭の生活を支える各種支援制度の充実を図ります。

- 基本施策1 切れ目のない子育て支援体制の推進
- 基本施策2 子育て相談等の充実
- 基本施策3 子育て家庭への経済的支援の充実

## 基本目標3 こども・若者の健やかな成長を支えるまちづくり

安全・安心が確保された場で、こどもたちが学び、成長していくことができるよう、質の高い教育・保育環境の整備に取り組むとともに、こども・若者の視点に立った居場所の整備・充実に努めます。また、悩みや不安を抱えるこども・若者を支援するため、学校等における相談支援体制の充実を図り、こども・若者の夢や希望を育むまちづくりを推進します。

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の充実
- 基本施策2 こども・若者の居場所の確保
- 基本施策3 健やかな成長を育む教育環境の整備
- 基本施策4 こども・若者の社会参加支援

## 基本目標4 こども・若者と子育て家庭を地域で支えるまちづくり

親子がともに子育てを通じて喜びを感じ、地域で充実した暮らしを送ることができるよう、子育て支援のネットワークが充実したまちづくりを推進します。また、子育てと仕事の両立を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や子育てしながら働き続けられる環境の整備・促進を図ります。

- 基本施策1 こども・若者の育ちを見守り支える地域づくり
- 基本施策2 子育てと仕事の両立支援

## 基本目標5 すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちづくり

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困などの困難な環境にあるこども・若者や子育て家庭への支援の充実を図ります。また、障害等のあるこどもや家族への支援の充実を図るとともに、すべてのこども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

- 基本施策1 配慮が必要なこどもと家庭への支援
- 基本施策2 障害児への支援体制の充実
- 基本施策3 安全・安心なまちづくりの推進

# 子ども・子育て支援事業計画



子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を示した計画です。

## ■ 子ども・子育て支援制度の概要

<制度における給付・事業の体系>

### 教育・保育給付

・認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の経済的支援

#### 施設型給付

(幼稚園、認定保育園、認定こども園)

#### 地域型保育給付

(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

### 施設等利用給付

・施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

### 児童手当

・児童手当法等に基づく児童手当

### 地域子ども・子育て支援事業

・地域の実情に応じた子育て支援

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 産後ケア事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 延長保育事業
- ⑫ 病児保育事業
- ⑬ 放課後児童健全育成事業
- ⑭ 児童育成支援拠点事業
- ⑮ 親子関係形成支援事業
- ⑯ 出産・子育て応援事業
- ⑰ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

## ■ 教育・保育の認定

<教育・保育の認定区分>

認定区分	利用時間	施設・事業
●1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外のこども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園
●3号認定こども 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。  
本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり48時間としています。

○教育標準時間:1日4時間の幼児教育

○保育標準時間:1日最大11時間の保育(主にフルタイムの労働を想定)

○保育短時間:1日最大8時間の保育(主にパートタイムの労働を想定)

# 教育・保育の量の見込みと確保の内容



## ■ 1号認定（3～5歳）

1号認定	R7	R9	R11
対象児童数（推計値）	838	745	710
①量の見込み	250	218	203
②確保の内容	320	320	320
特定教育・保育施設	320	320	320
②-①	70	102	117

## ■ 2号認定（3～5歳）

2号認定	R7	R9	R11
対象児童数（推計値）	838	745	710
①量の見込み	576	521	506
②確保の内容	710	710	710
特定教育・保育施設	710	710	710
②-①	134	189	204

## ■ 3号認定（0歳）

3号認定（0歳）	R7	R9	R11
対象児童数（推計値）	240	228	217
①量の見込み	95	91	87
②確保の内容	96	96	96
特定教育・保育施設	91	91	91
特定地域型保育	5	5	5
②-①	1	5	9

## ■ 3号認定（1歳）

3号認定（1歳）	R7	R9	R11
対象児童数（推計値）	230	242	232
①量の見込み	159	181	187
②確保の内容	191	191	191
特定教育・保育施設	166	166	166
特定地域型保育	25	25	25
②-①	32	10	4

## ■ 3号認定（2歳）

3号認定（2歳）	R7	R9	R11
対象児童数（推計値）	254	245	233
①量の見込み	166	161	155
②確保の内容	201	201	201
特定教育・保育施設	198	198	198
特定地域型保育	3	3	3
②-①	35	40	46



# 地域子ども・子育て支援事業の一覧



事業名	事業内容
利用者支援事業	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です。「基本型」「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」があります。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言を行なう事業です。
産後ケア事業	出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師等が母体・乳児のケア、育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。
養育支援訪問事業	保護者への養育支援が必要な家庭や保護者が養育することが困難な家庭、または出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談・指導・助言その他の支援を行う事業です。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、児童養護施設等でこども預かり宿泊を伴う養育支援を行う事業です。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	こどもの預かり等、子育ての援助を希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等で一時的に預かる事業です。
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
病児・病後児保育事業	病気療養中または回復期にある児童が家庭での保育に欠ける場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
放課後子ども教室	放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用してすべての子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動です。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、児童及び家庭のアセスメントを通して、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。
親子関係形成支援事業	親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアアントレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する事業です。
出産・子育て応援事業	妊娠の届出をした妊婦と、出産後の産婦に支援金を給付し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠期から子育て期まで継続的に面談を行い、必要な情報を提供するなど、伴走型相談支援を行います。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	幼稚園、認定こども園、保育園等の余裕定員等を活用し、満3歳未満で保育所に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または給食費の副食材料費用の一部を助成する事業です。

実施に向けて  
検討中

実施に向けて  
検討中

実施に向けて  
検討中

## 計画の推進体制



### ■ 関係機関等との連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、学校、関係機関・団体等との連携を強化し、本計画に掲げる施策に取り組むとともに、教育・保育事業者、市民との連携を一層強化し、広く意見を取り入れながら、施策・事業の充実を図っていきます。

### ■ 計画の周知

「こどもまんなかのまちづくり」に向けては、こども・若者や子育て家庭への支援に対する市民意識の醸成が不可欠であるため、計画の趣旨や基本理念、基本目標や施策の取組等について、関係者・団体へ積極的に周知するとともに、市報やホームページなど様々な媒体を活用して広く市民に情報提供を行います。

## 計画の進行管理

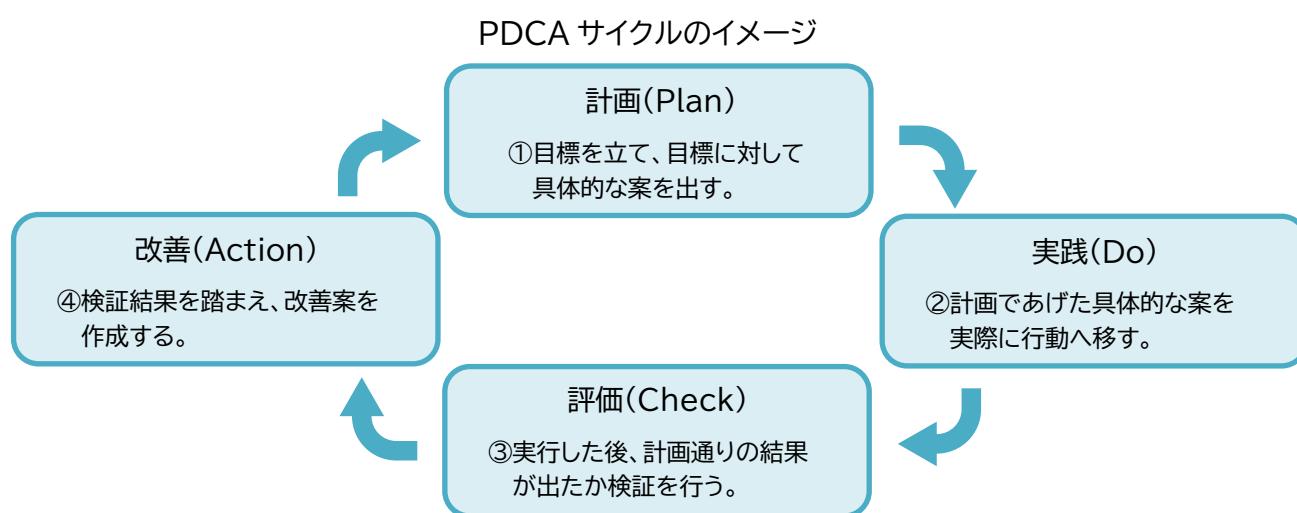


### ■ 点検・評価

本計画の進行管理については、庁内関係各課が連携を図り、全庁的に施策を展開していく必要があるため、関係各課による施策・事業の実施状況の点検・評価を継続的に行い、効果的な進行管理を図っていきます。

### ■ 報告・公表

計画の進捗状況については、結城市子ども・子育て会議に報告して意見を求めるとともに、市のホームページ等で市民に公表します。



結城市こども計画（第3期結城市子ども・子育て支援事業計画）概要版 令和7年3月

発行：結城市 編集：結城市 保健福祉部 子ども福祉課

〒307-8501 茨城県結城市中央町二丁目3番地

TEL：0296-34-0427（直通） FAX：0296-49-6718

ホームページ：<https://www.city.yuki.lg.jp/>

結城市こども計画の  
掲載ページはこちら→

